

機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書

膵臓の機能失調が主因で起こる「機能性低血糖症」は世間での認知度はまだまだ低く、医療関係者の間でさえ理解が進んでいない病気である。食生活の不摂生（糖質の過剰摂取）によって起こる場合がほとんどで、一部の研究者により診断・治療がなされているが、患者の数は増加傾向であると言われている。「機能性低血糖症」による脳への栄養不足を原因とする理性的判断の困難、血糖を上昇させようとして働くアドレナリンやノルアドレナリンなどのホルモンによる攻撃性やうつ症状、更には、内分泌系や自律神経の混乱による多様な症状は、精神疾患・神経症などと間違った診断をされるケースも少なくない。

診断には、5時間の耐糖能精密検査とインスリンの経過を診ることが必要だが、実施している医療機関が少ないのが問題である。「機能性低血糖症」と正しく診断・治療されたことで、社会復帰する事例は数多くある。一日も早く社会の中に認知させ、安心して医療を受けられる体制整備へ迅速な総合的対策の推進が必要と考える。

よって、「機能性低血糖症」に関する以下の取り組みを国に強く要望する。

記

- 1、「機能性低血糖症」について医学研究の進展と的確な診断・治療法の普及に向け国として早急に調査研究を進め、病名の認知および意識啓発、検査体制の拡充を図ること。
- 2、各都道府県に的確な診断・治療のできる医師の養成・医療機関を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月20日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様

飯山市議会議長